

○金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付要綱

平成30年6月1日金ケ崎町告示第76号

改正

平成31年3月28日金ケ崎町告示第38号

令和2年3月31日金ケ崎町告示第100号

金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付要綱を次のとおり定める。

金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、金ケ崎町内における少子化及び人口減少対策の強化を図るため、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内で住居費及び引越費用の一部を助成することについて、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に町内に住宅を購入又は賃借して居住する際に要した費用のうち、当該住居の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料（勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当に相当する分を除く。）をいう。
- (3) 引越費用 婚姻を機とした町内への引越しに際し、引越事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する一般貨物自動車運送事業を営む者をいう。）に支払った引越しに要した費用をいう。
- (4) 貸与型奨学金 学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。
- (5) 町税等 町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、上下水道使用料、保育料及び学校給食費をいう。

(補助金の交付対象世帯)

第3 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

(1) 次のいずれかに該当する新婚世帯

ア 前年の合計所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第30号の合計所得金額をいう。以下同じ。)が340万円未満である新婚世帯

イ 前年の合計所得金額が340万円以上の新婚世帯のうち、婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、又は転職した場合であって、所得見込額(離職した者については、所得額0円として算出した額。以下同じ。)が340万円未満になる新婚世帯

ウ 前年の合計所得金額が340万円以上の新婚世帯のうち、貸与型奨学金の返済がある場合であって、新婚世帯の合計所得金額又は所得見込額から貸与型奨学金に係る年間返済額を控除して得た額が340万円未満である新婚世帯

(2) 婚姻届を提出し、受理された日における年齢が夫婦共に34歳以下の新婚世帯

(3) 町内に住所を有する者のみの新婚世帯

(4) 他の公的制度による家賃補助等を受けている者のいない新婚世帯

(5) 補助金の交付を申請する日において町税等を滞納している者のいない新婚世帯

(6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある者のいない新婚世帯

(補助金の対象経費)

第4 補助対象経費は、住居費(補助金の交付を申請する日において現に居住している住宅に係る経費に限る。)及び引越費用とする。

2 補助対象経費の算定対象となる期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、補助対象経費の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、金ヶ崎町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

- (2) 夫婦の所得を証明できる書類
- (3) 住居費における購入の場合は、住宅の売買契約書又は請負契約書の写し及び領収書の写し
- (4) 住居費における賃借の場合は、賃貸借契約書の写し、領収書の写し及び住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (5) 引越費用の場合は、引越費用の領収書の写し
- (6) 第3の（1）のイに該当する場合は、離職票の写し
- (7) 第3の（1）のウに該当する場合は、貸与型奨学金に係る年間返済額の分かるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
（補助金の交付決定の通知）

第7 町長は、第6の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）又は金ケ崎町結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第8 申請者は、第7第2項の規定による交付決定通知を受けた場合、速やかに金ケ崎町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（報告等）

第9 町長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

金ヶ崎町結婚新生活支援補助金交付申請書

金ヶ崎町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、金ヶ崎町結婚新生活支援補助金交付要綱第6の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		(年齢)	(歳)
			就労の有無	有 ・ 無
配偶者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名		(年齢)	(歳)
			就労の有無	有 ・ 無
婚姻届受理日		年 月 日		
所得		(夫)	円 (妻)	円 (合計) 円
貸与型奨学金返済額		(夫)	円 (妻)	円 (合計) 円
補助申請額 ※千円未満切り捨て			円	
申請内訳	<input type="checkbox"/> 住居費 (購入)	契約締結年月日		
		契約金額 (A)		
	<input type="checkbox"/> 住居費 (賃貸)	家賃	① 家 賃 月額	円
			② 住宅手当等 月額	円
			実質家賃 (①-②)	円× か月 円

申請内訳		その他	円
		小計 (B)	円
	<input type="checkbox"/> 引越費用	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (C)	円
	合計 (D) = (A) + (B) + (C)		円
同意及び確認	申請者	<input type="checkbox"/> 私は、本申請書に記載されている内容を確認するため、住民基本台帳及び 税務関係情報について、町が閲覧することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの補助金を受けたことはありません。 <input type="checkbox"/> 私は、公的制度による家賃補助を受けていません。 氏 名 印	
	配偶者	<input type="checkbox"/> 私は、本申請書に記載されている内容を確認するため、住民基本台帳及び 税務関係情報について、町が閲覧することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの補助金を受けたことはありません。 <input type="checkbox"/> 私は、公的制度による家賃補助を受けていません。 氏 名 印	
添付書類	<input type="checkbox"/> 婚姻受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 夫婦の所得が証明できる書類 <input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書又は請負契約書の写し (住居費における購入の場合) <input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し (住居費における賃貸借の場合) <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 (様式第2号) (住居費における賃貸借の場合) <input type="checkbox"/> 住居費の領収書の写し <input type="checkbox"/> 引越費用の領収書の写し <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金に係る年間返済額が分かるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		

注意事項

- 1 申請内容に該当するものに☑をつけてください。

年 月 日

金ヶ崎町長 様

給与等の支払者

所在地

名 称

氏 名

電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況について、下記のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

<input type="checkbox"/> 支給している。	<input type="checkbox"/> 支給していない。
年 月現在 住宅手当 月額 円	

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、いずれかにをつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は認印を押印してください。

様式第3号（第7関係）

金ヶ崎町指令 号
年 月 日

様

金ヶ崎町長 印

金ヶ崎町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました金ヶ崎町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金の交付条件等

虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、町長の請求に応じ当該補助金の全部又は一部を返還すること。

様式第4号（第7関係）

第 号
年 月 日

様

金ヶ崎町長

印

金ヶ崎町結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました金ヶ崎町結婚新生活支援補助金について、下記の理由から交付をしないことと決定しましたので、通知します。

記

1 理由

年 月 日

金ヶ崎町長 様

請求者 住所

氏名

印

電話番号

金ヶ崎町結婚新生活支援補助金請求書

年 月 日付け金ヶ崎町指令第 号で通知のありました、金ヶ崎町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先口座

金融機関・支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

注意事項

- 1 請求者は、補助金の交付決定を受けている者とし、口座名義は、請求者氏名と一致すること。
- 2 振込先口座が確認できるものの写しを添付すること。